



後期高齢者医療 および介護保険料 の口座振替について

町民生活課

後期高齢者医療保険料を現在「年金からお支払いいただいている方」と「納付書でお支払いいただいている方」には、口座振替によるお支払いができるようになりました。年金からお支払いいただいている方は、平成21年12月7日(月)までに手続きしていただくのと、平成22年2月から年金からお支払いが中止され、2月から口座振替によりお支払いいただくこととなります。(お支払いいただく保険料の総額は変わりません。)また、納付書でお支払いいただいている方は、毎月10日までに手続きしていただくと、同月から口座

振替によりお支払いいただくこととなります。

なお介護保険料は、納付書でお支払いいただいている方がみか口座振替に変更することができません。

利用できるのは、鶴田管内のうち、銀行以外の金融機関です。(農協も可)

◆問い合わせ先

町民生活課 国保介護班
(内線145・147)

11月は「労働保険 適用促進月間」です

ハローワーク五所川原

労働保険の加入手続はお済みですか
労働者を1人でも雇用している事業主(農林水産業の一部を除く)は、労働保険(労災保険・雇用保

険)に加入する義務があります。(手続きを行わない場合、職権により強制的に適用を受けることがあります。)

労災保険：業務災害および通勤災害により自傷等した場合、必要な保険給付を行う。

雇用保険：労働者が失業した場合、生活安定および再就職促進のため、必要な失業給付を行う。

◆加入手続き・問い合わせ先
ハローワーク五所川原 適用係
TEL 0173 (34) 3171

労働基準法が 改正されます

厚生労働省・青森労働局

長時間労働を抑制し、労働者の健康を確保するとともに仕事と生活の調和がとれた社会を実現することを目的とした改正労働基準法が成立しました。

【主な改正内容】

①「時間外労働の限度に関する基準の見直し関係」

・「時間外労働の限度に関する基準」が改正され、労使当事者は限度時間を超える時間外労働に対する割増賃金率を引上げるように努めることとされました。

②法定割増賃金率の引上げ

・月60時間を超える法定時間外労働に対して、使用者は50%以上の率で計算した割増賃金を払わなければならない。

・引上げ分の割増賃金の代わりに有給の休暇を付与する制度(代替休暇)を設けることができます。

③時間単位年休

・労使協定により年次有給休暇を時間単位で付与することができるようになります。

◆施行期日

平成22年4月1日
◆問い合わせ先
責森労働局労働基準部 監督課
TEL 017 (734) 4112
厚生労働省HPアドレス
<http://www.mhlw.go.jp/topics/2008/12/tpl26-1.html>

平成22年度入校生募集

青森県立障害者職業訓練校

平成22年度青森県立障害者職業訓練校訓練生の募集については次のとおりです。

◆募集科名および募集定員等

- ・製版科 15人
- ・OA事務科 15人
- ・対象者 身体障害者
- ・作業実務科 10人
- ・対象者 知的障害者

◆訓練期間

1年間(4月～3月)

◆募集期間

平成21年10月19日(月)～11月13日(金)
◆入校試験日

「秋の行政相談週間」のお知らせ

10月19日(月)～25日(日)まで「秋の行政相談週間」です。
町民の皆さんが毎日の暮らしの中で、行政が行う仕事(例えば、道路・福祉・農地・環境・衛生など)について苦情や意見・要望などがあるとき、もっとも身近な相談相手になるのが行政相談員です。
相談は無料で、相談内容については秘密を厳守しますので安心です。
鶴田町の相談員は 鶴田町大字鶴田字前田2-4(寺町)
一戸 勇 です TEL (22) 2322
お気軽に相談ください。 ■問い合わせ先 町民生活課 暮らしの窓口班(内線155)

今月の納税

- ◎町・県民税3期
- ◎国民健康保険税4期
- 納期限11月2日(月)
- ★納期限を守りましょう

建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企

勤労者退職金共済機構

知っていますか？ 「建退共制度」

<http://www.12ocn.ne.jp/~ao-jish/>

HPアドレス

TEL 0172(36) 6882

青森県立障害者職業訓練校

◆問い合わせ先
青森県立障害者職業訓練校

◆応募手続き
最寄りハローワークで行ってください。入校願書等はハローワークにあります。

◆応募資格
平成21年11月27日(金)

◆応募資格
・身体的、精神的に1年間の訓練に耐えられ、就職を希望する方。
・障害が安定し、身体の疾病または障害が訓練受講士に支障にならない方。
・集団的生活に支障のない方。
・職業的自立が見込まれる方。(介助支援のある方はご相談ください)
・公的機関で知的障害と判定された方。(作業実務科のみ)

◆応募資格
・年齢発表

◆応募資格
・体格発表

◆応募資格
・適性検査、面接(保護者同伴)

◆応募資格
・職業適性検査、面接

◆試験方法
・製版科およびOA事務科

◆試験方法
・作業実務科

◆試験方法
・適性検査、面接(保護者同伴)

◆試験方法
・職業適性検査、面接

◆試験方法
・製版科およびOA事務科

◆試験方法
・作業実務科

業の振興を目的として設立された退職金制度です。
この制度は、事業主の方々が、労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

◆加入できる事業主
建設業を営む方

◆対象となる労働者
建設業の現場で働く方

◆掛金 日額310円

◆特徴
・国の制度なので安全、確実、申し込み手続きは簡単です。
・経営事項審査で加点評価の対象になります。

・掛金の一部を国が助成します。
・掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ税法上全額非課税になります。
・事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

◆問い合わせ先
独立行政法人 勤労者退職金共済機構 建退共青森支部
TEL 017(722) 7611

◆問い合わせ先

◆問い合わせ先

◆問い合わせ先

◆問い合わせ先

◆問い合わせ先

◆問い合わせ先

◆問い合わせ先

◆問い合わせ先

◆問い合わせ先

◆問い合わせ先

◆問い合わせ先

◆問い合わせ先

◆問い合わせ先

◆問い合わせ先

◆問い合わせ先

◆問い合わせ先

◆問い合わせ先

◆問い合わせ先

◆問い合わせ先

◆問い合わせ先

◆問い合わせ先

◆問い合わせ先

◆問い合わせ先

◆問い合わせ先

◆問い合わせ先

◆問い合わせ先

◆問い合わせ先

◆問い合わせ先

◆問い合わせ先

◆問い合わせ先

◆問い合わせ先

◆問い合わせ先

◆問い合わせ先

◆問い合わせ先

◆問い合わせ先



乳幼児健康診査

4か月児健康診査

- 月日 11月4日(水)
- 受付 午後1時～1時10分
- 場所 鶴遊館
- 対象 平成21年6月生
- 内容 小児科診察・離乳食のすすめ方など

10か月児健康診査

- 月日 11月4日(水)
- 受付 午後1時20分～1時30分
- 場所 鶴遊館
- 対象 平成20年12月生
- 内容 小児科診察・予防接種、虫歯予防のお話など

7か月児健康相談

- 月日 11月5日(木)
- 受付 午前9時20分～9時30分

- 場所 鶴遊館
- 対象 平成21年3月生
- 内容 育児健康相談・離乳食の作り方実演・試食(食卓用のエプロン、おしぼり等をお持ちください)

3歳児健康診査(3歳6～9か月児)

- 月日 11月25日(水)
- 受付 正午～12時10分
- 場所 鶴遊館
- 対象 平成18年3月・4月生
- 内容 小児科・歯科診察
検尿・聴覚検査・視力検査
発達、育児相談

※バスタオル・母子手帳を忘れずにお持ちください。また、風邪などの病気のあるお子さんは次回の健診を受けられますので、事前に保健師まで連絡してください。



ポリオ
(急性灰白髄炎)

- 月日 11月10日(火)
- 受付 午後1時～1時30分(当日受け付け)
- 場所 鶴遊館
- 対象 生後3か月～90か月未満の乳幼児

※このワクチンは、90か月未満までに、2回接種して終了となります。(41日以上の間隔をあけて2回接種)

～お知らせ～

10月19日(月)～23日(金)、巡回肺がん結核検診が行われます。対象の方(すでに総合健診や職場の検診で受診された方を除く、全ての40歳以上)は必ず受診するようにしましょう。病気は早期に発見できれば治ります。健診を受けて自分の健康を守りましょう。

◆問い合わせ先

町民生活課 健康長寿班(内線135)

夕ぐれ窓口

11月の夕ぐれ窓口を次のとおり町民生活課窓口で開設します。

- 開設期日 11月6日(金)、11月20日(金)
- 開設時間 午後5時15分～6時15分
閉庁後に戸籍抄本・謄本(午後五時までに電話での申し込みが必要)や印鑑証明書、住民票が必要な方、町に対する苦情や意見、要望のある方は、どうぞお気軽においでください。

教育相談電話

子どもの悩みや心配事の相談を電話で受けています。秘密は厳守されますので、お気軽にご利用ください。

- 相談先 教育委員会(内線210・250)
- 相談日時 月～金曜日 午前8時30分～午後4時30分(土・日曜日、祝祭日、年末年始を除く)

行政・人権相談

町では、町民の皆さんの行政に対する意見や要望、また日ごろ生活する上での困り事など、さまざまな内容の相談を受けるための行政相談と人権相談を行っています。11月の相談日は次のとおりです。秘密は厳守されますので、お気軽においでください。

- 日時 11月10日(火) 午前10時～午後3時
- 場所 鶴田町国際交流会館 1階102研修室